２　確定一般更生債権のうち、保証債務履行請求権で、主債務者が更生会社ら以外の第三者であるものについては、基本弁済、中間的追加弁済及び最終追加弁済のいずれにおいても、「確定一般更生債権額」から「確定一般更生債権者が認可決定確定日までに主債務者から回収した金額（確定一般更生債権に充当されたものに限る。）」を控除した残額を、弁済計算の基準となる確定一般更生債権額として、前記第３節の定めを適用する。

第４章　未確定の更生債権等の取扱い

第１節　未確定更生担保権

第１　未確定更生担保権の表示

別表８－２－２「未確定更生担保権／更生債権一覧表」記載の未確定更生担保権については、管財人が同表の異議額欄記載のとおりに異議を述べたことから、当該債権者から、更生担保権査定の申立てがあり、現在債権確定手続が係属中である。

第２　未確定更生担保権の権利の措置

未確定更生担保権が確定した場合、（ⅰ）更生担保権として確定した金額については、更生担保権弁済日と未確定更生担保権確定日から３か月以内で管財人の指定する日とのいずれか遅い日に、前記第３章第１節の定めに従い、一括弁済し、（ⅱ）一般更生債権として確定した金額については、基本弁済日と未確定一般更生債権確定日から３か月以内で管財人の指定する日とのいずれか遅い日に、前記第３章第３節第２、１の定めに従い基本弁済を行い、前記第３章第３節第２、２（１）及び（２）の定めに従い中間的追加弁済及び最終追加弁済を行う。

第２節　未確定更生債権

第１　未確定更生債権の表示

未確定更生債権は、別表８－２－２「未確定更生担保権／更生債権一覧表」記載のとおりである。

第２　未確定一般更生債権の変更及び弁済方法

未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済又は権利の変更を行わず、未確定一般更生債権が確定した場合、一般更生債権として確定した金額については、基本弁済日と未確定一般更生債権確定日から３か月以内で管財人の指定する日とのいずれか遅い日に、前記第３章第３節第２、１の定めに従い基本弁済を行い、前記第３章第３節第２、２（１）及び（２）の定めに従い中間的追加弁済及び最終追加弁済を行う。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

第１　預金質権

別表９－１－１、９－２－１、９－３－１及び９－４－１「存続する担保権一覧表（預金質権）」記載の各預金に設定された担保権（預金質権）は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、管財人が、当該担保権者に対し、前記第３章第１節第１に定める弁済に充てるために、当該担保権の消滅を求めた場合、当該担保権者は、当該担保権の消滅のために必要な手続を行わなければならない。

第２　債権譲渡担保

別表９－１及び９－４－２「存続する担保権一覧表（債権譲渡担保）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、更生担保権に対し前記第３章第１節第２の弁済を行ったときに消滅する。

当該更生担保権者は、更生担保権の弁済金の受領後速やかに、当該担保権の抹消に必要な一切の手続に協力するものとする。

第３　精算金債権質権

別表９－３－２「存続する担保権一覧表（精算金債権質権）」記載の精算金債権に係る質権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、当該確定更生担保権に対して弁済を行うに際して消滅するものとし、当該精算金債権は、当該確定更生担保権に対する弁済に充当されるものとする。

第４　リース車両に係る担保

別表９－２－２「存続する担保権一覧表（リース車両）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の限度で存続し、更生担保権に対し第１節第２の弁済を行ったときに消滅する。

当該更生担保権者は、更生担保権の弁済金の受領後速やかに、当該担保権の抹消に必要な一切の手続に協力するものとする。

第５　存続しない担保権

前記第１ないし第４に記載の担保権以外の担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。

第２節　登記等の費用

本章による登記その他の手続に要する登録免許税等の費用は、当該手続に係る更生会社が負担する。

第６章　弁済資金等

第１節　弁済資金

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、更生会社らそれぞれの現預金等（事業譲渡代金のほか、その余の資産の換価及び回収金等を含む。）による。

第２節　予想超過収益金の使途

本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用及び追加弁済の原資に充てる。

第７章　更生会社の措置

第１節　株主の権利の変更等

第１　株式の取得及び消却

更生会社らは、後記第３節第１に定める募集株式にかかる金銭の払込みがされる日（以下「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済の株式の全部を、無償で取得する。

第２　株式の消却

更生会社らは、募集株式効力発生日に、前項の株式を取得すると同時に、前項により取得したものも含む自己株式の全部を消却する。

第２節　資本金の額等の減少

第１　資本金の額の減少

更生会社らは、以下のとおり、資本金の額を減少する。かかる資本金の額の減少は、募集株式効力発生日にその効力を生じる。

１　ＣＰ社

減少する資本金の額　　１０００万円

２　ＣＭＨ社

減少する資本金の額　　３９９９万円

３　ＣＣ社

減少する資本金の額　　１０００万円

４　ＣＦ社

減少する資本金の額　　１００万円

第２　欠損の填補

更生会社らは、前記第１に定める資本金の額の減少による振替後のその他資本剰余金については、次のとおり、その全てを繰越利益剰余金に振り替え、各更生会社の欠損の範囲内で欠損の填補に充てるものとする。

１　ＣＰ社

①　減少する剰余金の項目及びその額
：その他資本剰余金１０００万円

②　増加する剰余金の項目及びその額
：繰越利益剰余金１０００万円

③　効力発生日
：募集株式効力発生日

２　ＣＭＨ社

①　減少する剰余金の項目及びその額
：その他資本剰余金３９９９万円

②　増加する剰余金の項目及びその額
：繰越利益剰余金３９９９万円

③　効力発生日
：募集株式効力発生日